

生駒市地域公共交通計画の改訂について

1. 計画改訂の趣旨

地域公共交通計画における補助系統等の位置付けの補助要件化（計画制度と補助制度の連動化）の具体的な対応方法が定められたことや、計画を策定した令和 3 年 3 月以降の社会情勢の変化（例：新型コロナウイルス感染症の影響）、市のまちづくり計画の変更等を踏まえて、生駒市地域公共交通計画の改訂を行う。

2. 計画改訂の方針（改訂内容）

生駒市地域公共交通計画の改訂の具体的な内容（案）は、以下の通りである。

- ・補助系統等の位置付けの記載
→国による補助路線（西畑・有里線の暗峠系統）について、地域公共交通計画の位置付け・役割、事業の必要性、事業及び実施主体の概要、定量的な目標・効果（数値指標・目標値の設定）等を記載する。
- ・鹿ノ台線の位置付けの記載
→鹿ノ台線の本格運行を受けて、計画の対象として鹿ノ台線を追加する。
- ・関連計画の更新
→地域公共交通計画の策定以降に生駒市都市計画マスタープランが改訂されたため（令和 3 年 6 月に改訂）、まちづくりの方向性等の内容を反映する。
→あわせて、同様に改訂されたその他の関連計画（例：奈良県地域公共交通計画、生駒市高齢者保健福祉計画など）の内容も反映する。
- ・社会情勢の変化の反映
→地域公共交通計画の策定以降における社会情勢の変化を反映する。例えば、新型コロナウイルス感染症の影響や、奈良交通からの市内バスネットワーク維持に向けた協議申し入れ（令和 4 年 9 月）の内容などを記載する。
- ・利便増進計画の策定を見据えた位置づけの記載
→地域公共交通利便増進実施計画の策定に向けた事業・施策の位置付けを記載する。
※地域公共交通利便増進実施計画とは、地域公共交通計画に基づき、地域公共交通ネットワークの再編や、ダイヤ・運賃などのサービスの改善により、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保を図る事業を実施するための計画である。エリア一括協定運行事業の補助申請には、地域公共交通利便増進実施計画の策定が必須になる。
※エリア一括協定運行事業とは、自治体と交通事業者間との間でサービス水準（運賃や路線、運行回数）、自治体の費用負担、官民の役割分担等を内容とした協定を締結し、一定のエリアを一括して複数年にわたり運行する事業（国からの補助制度）。

なお、次回協議会では、これらの方針にしたがって作成した生駒市地域公共交通計画改訂版（案）について、具体的な記載内容を審議いただく予定である。